

こども園みらい
重要事項説明書 兼 利用契約書



社会福祉法人 公友会
幼保連携型認定こども園
こども園みらい

1. 運営主体

設置経営主体	社会福祉法人 公友会
本部所在地	浜松市浜名区都田町9220番地の1
連絡先	Tel053-428-5551 Fax053-428-5552
代表者	理事長 鈴木 崇史

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園																																																																								
名称	こども園みらい																																																																								
施設所在地	浜松市中央区三幸町159番地の1																																																																								
連絡先	Tel053-439-3060 Fax053-439-3070																																																																								
ホームページ	https://www.kodomoenmirai.jp/																																																																								
施設長	園長 鈴木 崇史																																																																								
開設年月日	平成30年4月1日 みらい保育園認可 平成31年4月1日 認定こども園に移行認可																																																																								
定員	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">利用定員</th> <th colspan="6">(内訳)</th> </tr> <tr> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>満3歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラス名</td> <td></td> <td>さくらんぼ</td> <td>いちご</td> <td>りんご</td> <td></td> <td>みかん</td> <td>ぶどう</td> <td>めろん</td> </tr> <tr> <td>1号認定</td> <td>9人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>2号認定</td> <td>66人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22人</td> <td>22人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>3号認定</td> <td>64人</td> <td>20人</td> <td>22人</td> <td>22人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>139人</td> <td>20人</td> <td>22人</td> <td>22人</td> <td>0人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前児童の内、2号認定以外の児童</td> <td>2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前児童の内、教育・保育を必要とする児童</td> <td>3号認定子ども 満3歳未満で保育を必要とする児童</td> </tr> <tr> <td>9名</td> <td>66名</td> <td>64名</td> </tr> </table>							区分	利用定員	(内訳)						0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	クラス名		さくらんぼ	いちご	りんご		みかん	ぶどう	めろん	1号認定	9人					3人	3人	3人	2号認定	66人					22人	22人	22人	3号認定	64人	20人	22人	22人					合計	139人	20人	22人	22人	0人	25人	25人	25人	1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前児童の内、2号認定以外の児童	2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前児童の内、教育・保育を必要とする児童	3号認定子ども 満3歳未満で保育を必要とする児童	9名	66名	64名
区分	利用定員	(内訳)																																																																							
		0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児																																																																	
クラス名		さくらんぼ	いちご	りんご		みかん	ぶどう	めろん																																																																	
1号認定	9人					3人	3人	3人																																																																	
2号認定	66人					22人	22人	22人																																																																	
3号認定	64人	20人	22人	22人																																																																					
合計	139人	20人	22人	22人	0人	25人	25人	25人																																																																	
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前児童の内、2号認定以外の児童	2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前児童の内、教育・保育を必要とする児童	3号認定子ども 満3歳未満で保育を必要とする児童																																																																							
9名	66名	64名																																																																							

当園は、市町から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号認定子どもから利用について申し込みがあった時は、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じます。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
- (3) 当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

3. 施設の概要

(1) 施設

敷地	敷地面積	4, 977. 86 m ²
	園庭面積	552. 70 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建
	延床面積	1, 475. 88 m ²

(2) 主な設備

1F	乳児室 1室	ほふく室 1室	保育室 5室	教材室 3室	絵本コーナー 1室
	職員室 1室	調理室 1室	医務室 1室	相談室 1室	ランチルーム 1室
	幼児用トイレ 5ヶ所		大人用トイレ 5ヶ所		備蓄食品庫 1室
2F	多目的ホール 1室		収納室 2室	職員休憩室 2室	洗濯室 1室
その他	避難用屋外階段		土間広場	砂場	固定遊具
					※組立式屋外プール

4. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

- ・ 幼保連携型認定こども園 こども園みらい（以下「当園」という）は、認定こども園として義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする利用子どもに対する保育を一体的に行い、これらの利用子どもの健やかな成長が図られるように適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
- ・ 当園は、子ども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、小学校における教育との円滑な接続に配慮し、園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を行います。

(2) 教育・保育の理念

“共に遊び 共に学ぶ みんなでつくる未来の社会”

(3) 教育・保育の基本方針

- ・ 子どもの意思・意向が自由に表明することができるよう配慮します。
- ・ 子どもの個性や発達状況に応じて、生活の中でその一員としての役割を自主的に果たすように導きます。

- ・自然を体感し、高齢者施設を含めた地域社会との交流を活発に行い、自然を愛し、道徳的な心情が培われるようとする。高齢者との交流や自然に恵まれた環境の中で生命の不思議さや大切さに気づく機会を設けて、道徳的心情を培います。
- ・職員一人ひとりが、保育の専門性を高めるための知識習得と技術の向上に努めます。
- ・子どもの人権を尊重し、プライバシーの保護に留意して、子どもに対して常に優しいまなざしを忘れず、より良い保育のために知識習得と技術の向上に努めます。
- ・利用子どもの人権擁護・虐待防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- ・地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(4) 教育・保育の目標

- ・自分でやろうとする子ども
- ・「知りたい」「やりたい」気持ちが育つ子ども
- ・元気でたくましい子ども

5. 教育・保育の提供時間について

開園時間	月曜日～金曜日 7時00分～19時00分 土曜日 7時00分～18時00分
------	--

お住いの市町から受けた認定区分ごとに、以下の通り利用可能日及び利用可能な時間帯が異なります。

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日～金曜日、園長が必要と認めた日	
保育時間	教育標準時間	8時30分～15時00分
預かり保育（延長保育）	保育時間	朝：7時30分～8時30分 夕：15時00分～19時00分
休園日		土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
夏季8月中旬		
冬季12月下旬～1月初旬		
春季3月下旬～入園式前日まで		
園長が必要と認めた日		

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分
	保育短時間	8時30分～16時30分
延長保育	保育標準時間	夕：18時00分～19時00分（土曜：～18時00分）

	保育短時間	朝：7時00分～8時30分 夕：16時30分～19時00分(土曜：～18時00分)
休園日		日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日 年始休日（1月2日及び1月3日） 年末休日（12月29日から12月31日） 災害等の場合は市と協議の上決定

- 土曜保育は前月20日までに申し込みが必要です。食材発注や職員配置等の関係上、翌月分までの受付となります。必要な方は毎月に申請をお願いします。
- 延長保育・土曜保育をご希望の方は、年度始めに面接を行います。
年度途中で必要になった場合は速やかにお知らせください。都度面接を行います。

6. 職員体制

職種	員数	職務内容
園長	1	園務をつかさどり、所属職員を監督します。
副園長	1	園長を助け、命を受けて園務をつかさどります。
主幹保育教諭	2	園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し園児の教育・保育をつかさどり、計画の立案や地域子育て支援活動等の業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動等に積極的に取り組みます。
保育教諭等	23～28	園児の教育及び保育をつかさどります。
栄養士	1～2	園児の発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行います。
調理員	2～3	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行います。
事務職員	1	当園の事務を行います。
嘱託医	1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	1	園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
嘱託薬剤師	1	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。
看護師	1	園児の健康管理と当園全般の衛生管理を行います。
講師	2	ららら音楽教室・カワイ体育教室

※ 利用子どもの人数の増減に伴い、員数は変動することがあります。

7. 利用の開始及び終了

利用者の内定	<p>1号認定子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者に明示した公正な方法により内定された子ども <p>2号・3号認定子ども</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う利用調整
利用決定	利用契約書の締結が必要
利用の終了・退園	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2号認定子どもが、小学校に就学し、当園を卒園したとき ・1/2/3号認定子どもに該当しなくなったとき ・保護者から退園の申し出があった時 ・利用継続において重大な支障又は困難が生じた時

※ 利用の開始に際しては予め重要事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認し契約書を締結していただきます。

8. 利用者負担金

(1) 保育料・給食費

保育料	3号認定子どもは住民票のある市町村の住民税に基づき市が保育料を定めます。	市決定額
給食費	<p>1号認定子ども</p> <p>主食費 副食費（おやつ代含まず） おやつ代</p>	<p>1, 000円／月 5, 000円／月 25円／回</p>
	<p>2号認定子ども</p> <p>主食費 副食費（おやつ代含む）</p>	<p>1, 000円／月 5, 500円／月</p>

(2) その他の費用

保育用品代金等	別表に掲げる費用を実費徴収させていただきます。 (品目等の変更があった場合は別途ご案内します。)	
預かり保育料 (1号認定/ 新2号認定)	7時30分～8時30分 15時00分～19時00分	400円/時
	夏季・冬季・春季・休園日	900円/日

	※新2号認定の無償化上限額	上限11,300円/月 (上限450円/日)
延長保育料 (2号認定/ 3号認定)	保育標準時間　　18時00分～19時00分 保育短時間　　7時00分～8時30分 16時30分～19時00分	200円／30分

(3) 支払方法

- 毎月の利用者負担額（保育料、給食費）及びその他費用を保護者指定金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。引き落とし日は毎月20日（金融機関休業日は翌営業日）です。
- 口座引き落としができなかった場合は、ご自身で振込の手続きをとって頂きますので、残高が不足しないようにご注意お願いします。
- 2ヶ月以上滞納になった場合は、その後の在園について話をさせて頂きます。
- 園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

9. 登降園について

- 特別な事情がない限り、午前9時までに登園をして下さい。
- 欠席や遅刻をする場合は午前9時までに連絡をお願いします。
- 利用時間は認定区分によって異なりますのでご確認ください。
- 送迎時間や送迎者に変更がある場合は、コドモン、口頭、電話等の手段で前もってお知らせください。
- 駐車場内は徐行し、一方通行でお願いします。駐車場には屋根のついた歩行通路がありますので、そちらを通ってください。送迎の際には、お子さんだけで駐車場へ行くことがないようご注意ください。
- 登降園管理システムを導入しております。登降園の際にはパソコンの操作をお願いします。
- 玄関前の門扉は安全対策の為、9時半～15時半までオートロックとなりますので、インターホンを押してください。又、駐車場門扉は閉園時には閉っています。午前7時以前は開いていない場合がありますのでご承知おきください。
- お子様の園生活へのスムーズな切り替えおよび母子分離に不安のある他のお子様への影響緩和のため、登園後にお子様を引き渡した後は速やかにお帰りください。

10. 食事について

離乳食	7ヶ月頃（中期）を目安に開始。12～18ヶ月を目安に幼児食へと移行します。※保護者様・栄養士・担任と相談の上でお子様の様子を見ながら進めます。
離乳食完了後～ 2歳児	朝のおやつ・昼食・午後のおやつ
3～5歳児	昼食・午後のおやつ

- ・ 食物アレルギーがあり除去食、代替食等を希望される場合は、医師の診断書に基づき対応します。
(医師の診断書は半年毎に更新)
- ・ アレルギー除去食の提供に際しては、誤食防止マニュアルを作成し、全職員に周知徹底します。
- ・ 下痢症状等に対する配慮食を要請に応じてご用意します。

II. 健康について

(1) 園での健康管理・体調不良時の対応について

- ・ 0・1歳児は乳幼児突然死症候群予防のため、仰向けに寝かせるようにし、睡眠時は保育教諭が傍で見守ります。0歳児は5分間隔、1歳児は10分間隔で呼吸状態をチェックします。
- ・ 0・1歳児は毎日2回検温する等、(うち1回は登園時に保護者の方が検温)早めに異常に気付いていけるようにします。又、登園時の視診で異常が見られた場合や、病気欠席後の登園には検温をお願いします。帰園後に体調の変化(発熱、下痢、嘔吐等)が見られた場合は、翌朝登園の際に回復していたとしても必ず伝えてくださるよう、よろしくお願いします。
- ・ 2歳児後半から、うがい・手洗いの指導を行っていきます。
- ・ 園児それぞれの欲求に応じて自由に水分補給ができるようにします。
- ・ 年間の保健計画を策定し、それに基づき健康指導を保育の中で行います。又、保健だよりの発行により保護者様への健康増進についての情報を発信します。
- ・ 予防接種についての接種状況を把握する為に、半年毎に記録の提出をお願いします。
- ・ 保育中に38度以上に発熱した場合は、お迎えをお願いします。38度以下であっても症状によつてはお迎えをお願いすることがありますので、ご承知おきください。
- ・ 前日に38度以上の発熱が見られた場合、解熱後24時間はできる限りご家庭で安静にお過ごしください。
- ・ インフルエンザ等の流行期には37.5度の熱でもお迎えをお願いする場合があります。
- ・ 乳幼児嘔吐下痢症につきましては感染力が非常に強いので、保育中にそのような様子が見られた場合、お迎えをお願いすることができます。
- ・ ワクチン接種後はアナフィラキシー等急なアレルギー反応を起こす場合がありますので、登園前ではなく、降園後に接種していただきますようお願いいたします。

(2) 感染症対策について

- ・ 当園においては「学校保健安全法」「保育所における感染症対策ガイドライン」に従って感染症対策を行っています。園は乳幼児が長時間生活を共にする場です。発熱・嘔吐・下痢等の症状が出た場合は医師の診断に従い、健康状態が回復してから登園するようにしてください。
- ・ 感染症等の病気にかかった場合、医師による登園許可書を提出して頂きます。

(3) 健康診断について

- ・ 年2回の内科健診及び、年1回の歯科検診を行い園児の健康維持に努めます。

内科健診…6月、10月 歯科検診…6月

(4) 与薬について

- ・与薬については、各ご家庭で実施していただくのが原則です。医師に園へ通っていることを伝えた上で朝・夕の2回の処方をお願いしてください。医師の判断でやむを得ず園での与薬が必要な場合のみ与薬いたします。
- ・与薬の必要がある場合は、与薬依頼書に必要事項を記入の上、処方箋（薬メモ）をつけて1回の分量を職員に直接渡してください。（職員室窓口で受け取ります。）
- ・与薬依頼書がない場合や市販の薬の与薬はできませんのでご了承ください。
- ・目薬や虫よけ、かゆみ止め等の塗り薬に関しては医師の診断で必要であると認められた園児についてのみ相談に応じます。

(5) 熱性けいれんについて

- ・ご家庭で熱性けいれんを起こした場合は、速やかに園に伝えてください。医師の指示により座薬の投与が必要な場合は医師の指示書を添付して「与薬依頼書」及び「けいれんが起きた場合の対応について」を提出の上、座薬をお預かりします。

(6) ウィルス性胃腸炎について

- ・ウィルス性胃腸炎は、感染力が強く兄弟や家族間で感染が拡がりやすいため、同居家族に症状がみられる場合は登園をお控えください。

I 2. 安全管理への取り組み

- ・担当者を決めて園庭固定遊具の安全点検を日々行い記録します。
- ・保育室及び園内全般に関し、安全点検を行い記録します。
- ・毎月職員全員で、上記記録に基づき安全について確認します。
- ・棚等の転倒防止対策を行います。
- ・防火安全製品のカーテンを設置します。
- ・火災想定または地震想定の避難訓練を毎月実施します（年2回の消火訓練を含む）。

I 3. 虐待防止のための措置

- ・当園では職員及び管理者による園児に対する虐待等の行為を固く禁じています。
- ・園児の虐待防止・人権の擁護等の為に責任者を配置し、職員研修を行います。

I 4. 要望、苦情に対する相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

苦情受付担当者	主幹保育教諭 青嶋さとの・高柳晃美
苦情解決責任者	園長 鈴木崇史
第三者委員	松本圭市（法人監事・税理士） 太田容矛（元自治会長）
受付方法	面接・電話・文書（職員室窓口に苦情受付箱を設置しています。）

※ 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査し、解決策を考え、申し出者との話し合いによる解決に努めます。

| 5. 嘱託医等について

	学校医	学校歯科医	学校薬剤師
医療機関等	おおば小児科	平松歯科医院	(有)アニメイトグリーン
医院長名	大場 悟	平松 英樹	氏原 健嗣
所在地	中央区三方原町1293-1	浜名区新都田2-1-12	浜名区西美郷1954-30
電話番号	053-437-2222	053-428-2626	053-586-6500

| 6. 秘密保持及び個人情報の使用と開示について

- 当園の職員及び職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た園児やその家族に係る秘密を漏らすことを固く禁じています。
- 園児やその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最低限の範囲において使用することがあります。
 - (1) 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園するにあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有するため。
 - (2) 転園する場合やその他兄弟が別の施設に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うため。
 - (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うため。
 - (4) その他教育及び保育の提供に際し必要がある場合。
- 個人が特定できると判断されるものを除き、ホームページやクラスだよりなどに園児や家族の写真や動画を掲載する場合があります。

| 7. 緊急時における対応

- 病状の急変等緊急事態が生じた場合には、速やかに救急車に出動を要請し必要な措置を講じます。園内で甚大なケガ等が発生した場合は、速やかに保護者へ連絡すると共に医師の診断を受けます(保険加入済)。尚、緊急連絡先の電話番号は繋がりやすい番号をご記入ください。
- 台風等の災害が発生し、気象庁又は自治体から警戒レベル3以上に相当する高齢者等避難等が発令された場合、別表2に従った対応となります。

避難場所	第一次避難場所 → こども園みらい 第二次避難場所 → 豊岡小学校
------	--------------------------------------

- 大規模災害に備えて食料品等の備蓄を行います。
- 園児の引き渡し訓練を毎年行いますので、ご協力をお願いします。
- 緊急時には保護者の職場に連絡させていただく場合がありますので、日中職場に不在となる場合はあらかじめ職員までご連絡ください。

| 8. 賠償責任保険の加入について

園児の保険は、園にて団体加入しています。

団体保険契約会社

・独立行政法人日本スポーツ振興センター
・東京海上日動火災保険

| 9. 園と保護者の連絡について

- ・ 0～2歳児は園や家庭での状況を相互に連絡しあうためにコドモン上で毎日連絡帳を活用します。
- ・ 3～5歳児は毎日の保育内容について、コドモンにてお知らせします。
- ・ ご家庭からの連絡事項に関しては担任に口頭で伝えるか、必要に応じコドモンで伝達してください。
- ・ 月に1回の園だより・食育だより・献立表を発行する他、保健だより・クラスだよりをコドモンで発行します。
- ・ 園とご家庭相互で園児の発達状況を確認しあうために、個別面談を実施したり、保護者間の共通理解を得るために保護者懇談会を行います。

※家庭状況・住所・勤務先・電話番号・送迎者・保育時間・除去食等、変更があった場合や、当園に対して伝えておくべき事項が発生した場合は速やかにお知らせください。

協議事項について

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法令等の関連諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

制定日 平成31年4月1日
改定日 令和元年10月1日
改定日 令和2年4月1日
改定日 令和3年3月10日
改定日 令和4年4月1日
改定日 令和4年7月1日
改定日 令和4年11月18日
改定日 令和5年3月6日
改定日 令和6年3月5日

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき甲は乙に重要事項の説明を行い、乙は説明を受け同意したうえで、利用契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年　　月　　日

(甲) 浜松市中央区三幸町159番地の1

社会福祉法人 公友会

幼保連携型認定こども園 こども園みらい

園長 鈴木 崇史 印

私は、書面に基づいて幼保連携型認定こども園 こども園みらいの利用にあたっての重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

年　　月　　日

(乙) 住 所 :

保 護 者 氏 名 : 印

園児から見た続柄 :

園 児 氏 名 :

園 児 氏 名 :

園 児 氏 名 :

参考

感染症一覧

	感染症名	登園の目安
登園に保護者が記入が必要な場合	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノ等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しがかさぶたになるまで
	突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過していること
登園に医師の記入が必要な場合	風しん	発しが消失していること
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しがかさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過している
	流行性角結膜炎 (はやり目)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染のおそれがないと認められていること。
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

※新型コロナウィルス・インフルエンザは罹患証明書へのご記入となります。

別表Ⅰ

実費に係る利用者負担

2024.3.1

内容	支払いを求める理由	金額
名前ゴム印	保育活動で使用し、個人の所有物となるため	実費として 400 円程度
お誕生日カード（誕生日月に使用）		実費として 200 円程度
おたよりフォルダー		実費として 300 円程度
自由画帳		実費として 300 円程度
白粘土		実費として 400 円程度
粘土ケース		実費として 350 円程度
ハイクレヨン 12 色		実費として 500 円程度
カラー帽子		実費として 950 円程度
鍵盤ハーモニカ唄口（ホース）		実費として 300 円程度
鍵盤ハーモニカ唄口（立奏用）		実費として 400 円程度
卒園アルバム代	卒園児に贈る卒園アルバム制作のため	実費として 8,000 円程度
主食費（1号認定子ども）	給食における主食提供のため	1,000 円/月
主食費（2号認定子ども）		1,000 円/月
副食費（1号認定子ども）	給食における副食提供のため	5,000 円/月
副食費（2号認定子ども）		5,500 円/月
おやつ代（1号認定子ども）	おやつ提供のため	25 円/回
災害共済（日本スポーツ振興センター）	園管理下における利用子どもの事故等に対応するため	実費として 250 円/年程度

備考1 金額に「実費」と記載のあるものについての具体的な金額は、その都度あらかじめ保護者様に周知致します。

備考2 副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村から免除の対象者として通知のあった者への支払いは求めません。

備考3 主食費・副食費は月額での徴収となります。欠席や月途中の入退所等の事情による日割り計算は行いません。

別表2

避難情報発令時におけるこども園みらいの対応について

[予想される災害等について]

- ・当園は、洪水の浸水想定域や土砂災害警戒区域に所在していません。

[避難情報が発令される地区について]

- ・当園は、中央区、三幸町地区に所在しています。

当園は、洪水や土砂災害の発生が想定される区域に所在していませんが、三幸町地区に避難情報発令時には、次のとおり対応します。

I 避難指示等

中央区、三幸町地区に水害や土砂災害による「警戒レベル3 高齢者等避難」又は「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」が発令された場合

開園前

- ・午前6時の時点で警戒レベル3または4が発令されている場合は、家庭での保育の協力をお願いします。警戒レベル5が発令されている場合、または施設周辺の浸水や交通遮断などの状況によっては臨時休園とします。
- ・臨時休園や家庭での保育のお願いに関する連絡は、一斉メール配信により行います。

開園中

- ・警戒レベル3以上が発令された場合は、災害対応マニュアルに沿って、安全を確保しつつ、保護者への園児の引渡しのお願いや避難開始等の必要な対応をとります。
- ・園児の引渡しの際は、園や園周辺の状況を踏まえ、引き渡し場所、引き渡し方法を判断します。
- ・保護者への園児の引渡し完了後は、臨時休園とします。
- ・避難行動開始や園の状況、園児の引渡しに関する連絡は、一斉メール配信により行います。

2 避難指示等が解除された場合

- ・当日の午前11時までに避難指示等が解除された場合は、施設の安全確認を行い、必要な職員体制を整えたうえで、速やかに保育を行います。
- ・施設に大きな被害があった場合や、施設周辺の交通遮断のため職員が出勤できない場合など、やむを得ず市と協議の上、臨時休園や家庭での保育のお願いを継続する場合もあります。
- ・園児の受け入れ開始時刻や連絡事項、通常どおり開園できない場合などの連絡は、一斉メール配信により行います。

3 その他臨時的な対応を行う場合

- ・災害の規模、発生時刻、災害内容、今後の見通しなどによっては、臨時的な対応を行う場合もあります。
- ・臨時的な対応を行う場合は、一斉メール配信で連絡します。